

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成31年1月28日(月)

開会 9時00分

閉会 11時41分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員、
原田佳子委員

4 出席職員

教育長 廣田恵子(再掲)

副教育長 木平芳定、次長(教職員担当)梅村和弘

次長(学校教育担当)宮路正弘、次長(育成支援・社会教育担当)森下宏也、

次長(研修担当)山本嘉

教育総務課 課長 梶屋眞、班長 森田潤

学校防災推進監 明石須美子

教育財務課 課長 藤森正也、課長補佐兼班長 小西広晃

教職員課 課長 早川巖、課長補佐兼班長 竹尾和彦、班長 山北正也、

班長 奥山充仁、主査 田中誠

福利・給与課 課長 中村正之、課長補佐兼班長 青木茂昭、班長 玉田朋紀

高校教育課 課長 徳田嘉美、主幹 濱口理佳

保健体育課 課長 野垣内靖、主幹 奥山真司、充指導主事 小野寺雄次郎

社会教育・文化財保護課 課長 山本寛二、課長補佐兼班長 樋口慎也

班長 伊藤裕偉、班長 小濱学、主幹 山田征子、

主査 伊藤雅也、

環境生活部 文化振興課 課長 辻上浩司

5 議案件名及び採択の結果

議案第37号 職員の懲戒処分について

審議結果

原案可決

議案第38号 職員の人事異動について

原案可決

議案第39号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案

原案可決

議案第40号 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案

原案可決

議案第41号 三重県立学校体育施設の使用料に関する条例案

原案可決

議案第42号 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改

原案可決

正する条例案

議案第 4 3 号	三重県立熊野少年自然の家条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第 4 4 号	三重県総合博物館条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第 4 5 号	斎宮歴史博物館条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第 4 6 号	三重県立美術館条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第 4 7 号	三重県指定文化財の指定について	原案可決
議案第 4 8 号	平成 3 1 年度三重県一般会計補正予算について	原案可決
議案第 4 9 号	平成 3 0 年度三重県一般会計補正予算（第 3 号）について	原案可決

6 報告題件名

- 報告 1 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について
- 報告 2 平成 3 0 年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会特別感謝状及び感謝状贈呈について
- 報告 3 平成 3 0 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（1月16日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

黒田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 3 7 号及び 3 8 号は人事に関する案件のため、議案第 3 9 号から 4 6 号、4 8 号、4 9 号、報告 1 は、県議会提出前のため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第 4 7 号を審査し、公開の報告 2 及び報告 3 の報告を受けた後、非公開の議案第 3 7 号から議案第 4 6 号、及び議案第 4 8 号、議案第 4 9 号を審議し、報告 1 の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第 4 7 号 三重県指定文化財の指定について（公開）

（山本社会教育・文化財保護課長説明）

議案第 4 7 号 三重県指定文化財の指定について

三重県指定文化財の指定について、別紙のとおり提案する。平成31年1月28日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県指定文化財の指定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第14号、三重県文化財保護条例第5条第1項、同条例第27条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

次に、概要を説明させていただきます。1ページをご覧ください。今回、新たに指定する三重県指定文化財（案）でございます。4件ございまして、1件目からその概要についてご説明申し上げます。

有形文化財 絵画、名称「絹本著色仏涅槃図」、1幅、所在地「松阪市」、所有者「宗教法人 龍華寺」となっております。

次に、無形民俗文化財 民俗芸能、名称「日置神社の神事踊」、所在地「伊賀市」、保持団体「下柘植宮踊保存会・愛田かっこ踊り保存会」となっております。

次に、同様に無形民俗文化財 民俗芸能、「大江の羯鼓踊」、所在地「伊賀市」、保持団体「大江羯鼓踊保存会」。

最後に、無形民俗文化財 民俗芸能、「比自岐神社の祇園踊」、所在地「伊賀市」、保持団体「比自岐神社祇園踊保存会」となっております。

以上、4件の新指定につきましては、去る12月17日に開催されました三重県文化財保護審議会におきまして、指定の可否について、いずれも可とする答申をいただいております。県指定にふさわしいというものでございます。

続きまして、新指定案件としてお諮りをします文化財について、1件ずつその概要について簡単にご説明申し上げます。

1点目、4ページをご覧ください。仏涅槃図につきましては、その図にございますようなイメージをしていただきたいと思います。概要について、2ページをご覧ください。概要説明の四角囲みのところをご説明させていただきます。「絹本著色仏涅槃図」でございます。松阪市に所在する龍華寺が所蔵する、鎌倉時代の涅槃図です。涅槃図は、釈迦の生涯を描いた仏伝図の一種で、涅槃会の本尊像として多くの寺院で制作され、伝えられております。本図は、涅槃に入って横たわる釈迦と、その周囲で悲嘆号泣する菩薩や仏弟子、王侯などの人々と動物・鳥が描かれております。釈迦の着ている衣の文様が金泥で描かれているため、本図の制作年代は鎌倉時代と考えられます。鎌倉時代でも中期（13世紀）までに制作されたと考えられ、三重県内でも古い作例として大変貴重な絵画でございます。

続きまして、2点目の「日置神社の神事踊」ですが、6ページに少し写真が出ていますが、そういった踊りをイメージいただきたいと思います。概要につきましては、5ページをご覧ください。「日置神社の神事踊」です。毎年4月10日、日置神社の春祭に奉納されている踊りで、県内で「かんこ（羯鼓）踊り」と称される、風流踊りの一つでございます。風流とは人の目を驚かす衣装や趣向を備えた芸能様式でございます。踊りは踊り子6人、歌出し4人、貝吹2～4人、鬼4人で行われ、背にはオチズイという枝垂れ桜に似せた花飾りを背負い、胸前に締め太鼓を付けます。日置神社

の神事踊は、中世末期の風流踊りの系譜をひく伊賀地域の太鼓踊りの形態をよく伝えており、学術的な価値が高いものでございます。

次に「大江の鞆鼓踊」です。写真は9ページです。概要説明は7ページでさせていただきます。毎年4月20日、陽夫田神社の春祭に奉納される踊りで、県内で「かんこ（鞆鼓）踊り」と称される風流太鼓踊りの一つです。伊賀地域のかんこ踊りは、雨乞い祈願や祇園祭の除災の踊りとして、かつて伊賀市内に43カ所以上あったと伝わりますが、現在では5地区と、歌・太鼓の拍子のみを継承する1地区のみとなっております。伊賀のかんこ踊りの大きな特徴は、「じんやくや」などと節毎に囃す「じんやく踊り」を伝えるところにあります。大江の鞆鼓踊は、「じんやく踊り」の姿を伝えており、芸能の発生や成立を示す貴重な踊りとなっております。

最後に「比自岐神社の祇園踊」です。写真は11ページで、10ページで概要を説明いたします。毎年7月第4日曜、比自岐神社の祇園祭りに奉納されている踊りで、県内で「かんこ（鞆鼓）踊り」と総称される、風流太鼓踊りです。踊りは、大太鼓1台につき踊り子が6人付き、交代で太鼓を打ちます。鞆鼓を打つ踊り手は登場せず、大太鼓を打つ時の踊り子の所作が「踊り」に発展したもので、類例は伊賀西部から奈良県東部に分布しています。比自岐神社の祇園踊は、伊賀西部から奈良県東部の風流太鼓踊りの地域的特色をよく伝えるものとして、旧伊賀町や旧阿山町のかんこ踊りと並んで重要なものとなっております。

説明は、以上でございます。新指定案件につきまして、何とぞご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

【質疑】

教育長

議案第47号は、いかがでしょうか。

岩崎委員

指定について、全然異論はないのですが、特に無形民俗文化財ですから、これから維持できるのかなというのがすごく心配ですね。比自岐にせよ、伊賀の中でもすごく過疎化が進んでいるところですね。県指定になると、維持をしていくことに対しての何か支援というのは有り得るのですか。それとも、記録保存にしていくのかな。そのところはどういう方向になるのでしょうか。

社会教育・文化財保護課長

ご指摘のとおり、大変厳しい状況になっております。踊り全体、三重県全体なんです。今回、伊賀地域で3件上がってきましたのは、そういった危機的状況からでもあります。参加する地区数の減であるとか、踊る方の減少でありますとか、そういったところがありまして、以前に調査を行い、報告書を作成しており、そういったものをまず保存に生かしていこうと考えています。祭りなどが途絶えた地域においては、道具やそういう歌本などが既に廃絶しておりまして、人々の記憶さえも失われているというところがございます。保存していく資料ではそういう形での取組と、あと映像記録も保存します。やはり少子高齢化で人口が減少していく中で、地域の祭り、良き伝統がなくなっていくというところもありまして、しかし、地域を支えていくには、

こういった祭りや踊を核にして活性化していかなければいけないということで、そういったことで、伊賀市さんとして、こちらのほうに推薦が上がりまして、今回、3件が案件として上がっております。

県としましても、そういったところへの技術的支援とか助言であるとか、そういったところも含めて、市とともにやっていきたいということで、今回指定されれば、なおかつ保存という継承の機運も高まるということです。

伊賀地域にはもう一つ、勝手神社の神事踊りという国指定の文化財もございまして、そこについては、指定をすることによって、地域でまた再び活性化されているところがありまして、こういった形で取組が進めていければと思います。

教育長

よろしいですか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告2 平成30年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会特別感謝状及び感謝状贈呈について (公開)

(徳田高校教育課長説明)

報告2 平成30年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会特別感謝状及び感謝状贈呈について

平成30年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会特別感謝状及び感謝状贈呈について別紙のとおり報告する。平成31年1月28日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長。

資料の1ページをご覧ください。「1 趣旨・目的」ですが、この制度は職場体験やインターンシップ等により、児童生徒の勤労観・職業観の育成や学習意欲の向上に顕著な功績を上げた事業所に対し、感謝状及び特別感謝状を贈呈し、感謝の意を伝えるとともに、その功績を広く県民に周知することにより、キャリア教育を推進することを目的としています。

次に、「2 制度の概要」をご覧ください。はじめに、感謝状贈呈についてですが、連続して5年以上インターンシップを受け入れるなど、キャリア教育の推進に協力していただいている事業所に対して、「職場体験・インターンシップ等」部門と「デュアルシステム」部門に分けて贈呈しています。

本年度の感謝状の贈呈につきましては、「3 感謝状について」のとおり、「職場体験・インターンシップ等」部門の27事業所、「デュアルシステム」部門の2事業所の合計29事業所に行います。贈呈企業は3ページのとおりで、学校への支援事業内容につきましては5ページから12ページに記載してあります。

続きまして、特別感謝状について、1ページです。「2 制度の概要」(2)をご覧ください。特別感謝状は、感謝状の贈呈を受けて以降、連続10年にわたってインターンシップを受け入れる等の要件を満たした事業所に対し、平成28年度から贈呈

しています。本年度は「4 特別感謝状について」のとおり、要件を満たす5事業所に対し、特別感謝状及び記念品を贈呈します。贈呈事業所は4ページのとおりです。なお、記念品については、県内の工業高校の伊賀白鳳高校と伊勢工業高校の生徒が製作し、白子高校家庭学科の生徒が染めた風呂敷でラッピングを行います。

1ページに戻っていただきまして、「5 感謝状贈呈式」をご覧ください。感謝状の贈呈式は2月19日（火）に、三重県総合文化センター小ホールにて開催するキャリア教育フォーラムにおいて行い、教育長から感謝状を贈呈します。

高校教育課では、今後も子どもたちが将来、自立した社会人として積極的に社会参画できるよう、学校・事業所・関係団体等と連携し、キャリア教育の充実に取り組んでまいります。なお、参考資料として、2ページに感謝状贈呈事業所所在地を、13ページ以降に制度の概要及び細則を添付いたしました。

報告は、以上でございます。

【質疑】

教育長

報告2については、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告3 平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について（公開） （野垣内保健体育課長説明）

報告3 平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、別紙のとおり報告する。平成31年1月28日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

資料の1ページをご覧ください。この調査は、平成30年4月から7月にかけて、スポーツ庁が小学校5年生と中学校2年生の全児童生徒を対象として、全国的な悉皆調査で実施されました。1ページ中段の表は、小学校5年生の結果一覧です。黄色に色づけしていますのは、本件の結果が全国よりも上回ったことを示しています。ご覧のように男女の握力、反復横跳び、ソフトボール投げの6種目が全国平均を上回りました。矢印は、前回調査である平成29年度の三重県結果と比較したものです。赤色の上向き矢印は前回調査より数値が向上したことを、下向き矢印は前回調査より低くなったことを表しています。前回よりも男子で6種目、女子で5種目について上回り、体力合計点も男女とも上回っています。

続いて、2ページ上段の表をご覧ください。中学校2年生では男女の長座体前屈、反復横跳び、立ち幅跳び、ハンドボール投げ、男子の50メートル走、女子の握力が全国平均を上回りました。前回三重県調査と比較すると、男子は7種目で、女子は9種目全てで上回り、体力合計点も男女とも上回っています。

3ページをご覧ください。上段の表は、平成20年度からの体力合計点の推移を示しており、小学校は平成20年度から男女とも上昇し、過去最高値を示しました。男

子については、調査開始以来、初めて全国平均を上回りました。中学校についても上昇傾向にあり、男女とも全国平均を上回り、過去最高値を示しました。

4ページをご覧ください。本年度調査において、調査開始以来、体力合計点は過去最高値を示しましたが、本県によるこれまでの取組として、各学校の取組が挙げられます。主な取組として、体力・運動能力の向上のための目標設定、体育の授業以外で体力・運動能力の向上に係る取組を行った学校の割合が増加しています。5ページをご覧ください。体力テストを実施した学年ですが、小学校においては、各学年の実施率が上昇しており、中学校では、各学年において高い実施率を保っています。

6ページをご覧ください。県教育委員会の取組として、不得意種目の克服です。過去の本調査から全国平均を下回る種目が固定化されている傾向があります。小学校においては、上体起こし、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、中学校においては、握力、上体起こし、持久走、50メートル走となっております。グラフ中の緑色の上向きの矢印は、前回調査より数値が向上したことを、赤色の下向き矢印は、前回調査より低くなったことを表しています。全16種目中、12種目で前回調査より上回り、中学校男子の50メートル走、女子の握力については、初めて全国平均を上回りました。

7ページをご覧ください。各学校の取組、県教育委員会の取組を進めてきたところ、総合評価が「D」、「E」の児童生徒の割合が減少し、全体として体力合計点の上昇につながりました。

今後も全ての児童生徒に対して、授業を通して体を動かすことの楽しさなどを味わわせることができるよう、研修会の充実を図ってまいります。

今回の調査結果の詳細につきましては、別冊の三重県結果報告書をご覧ください。

以上で、報告を終わります。

【質疑】

教育長

報告3については、いかがでしょうか。

森脇委員

なかなか好結果が出ているようですが、三重県全体がインターハイ、国体という形で、運動・スポーツに対する県民的な関心が高まっているということは、大きな背景としてあると思うんですが、地道な取組の成果でもあるかと思うんです。どのようなことが向上に貢献したか、あるいは寄与したかということについて、何かポイントとなるようなことがあれば教えていただきたいと思います。

保健体育課長

4ページ、5ページにも書かせていただきましたが、各学校で、特に平成27年度から体力向上に係る学校全体での目標設定というのを定めていることや、体育や保健体育の授業以外で1学校1運動取組といった、中休みや昼休みのときに学校全体で一斉に行う取組、あるいは、新体力テストの継続実施として、小学校5年生、中学校2年生以外の学年でも、こういった体力調査をやってくださいという取組を進めておまして、それが年々、成果が出ているのではないかと考えております。

森脇委員

もう一つ逆で、不得意種目がありますね。不得意種目は固定化されていると書いてありますが、どうしてこの種目が不得意種目として固定化されているのでしょうか。

保健体育課長

全国平均をこれまでずっと下回っていて、一回も全国平均を上回ったことがなかったものですから、その成績を見て、三重県としては不得意ではないのかというふうに。

森脇委員

何か原因みたいな。

保健体育課長

そこまでは分析していません。

森脇委員

何か思い当たる節もないのでしょうか。まあいいです。

教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第 37 号 職員の懲戒処分について (非公開)

早川教職員課長及び中村福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 38 号 職員の人事異動について (非公開)

早川教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 39 号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案 (非公開)

議案第 40 号 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案 (非公開)

早川教職員課長が一括して説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

議案第 41 号 三重県立学校体育施設の使用料に関する条例案 (非公開)

野垣内保健体育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 42 号 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案 (非公開)

議案第43号 三重県立熊野少年自然の家条例の一部を改正する条例案 (非公開)

議案第44号 三重県総合博物館条例の一部を改正する条例案 (非公開)

議案第45号 斎宮歴史博物館条例の一部を改正する条例案 (非公開)

議案第46号 三重県立美術館条例の一部を改正する条例案 (非公開)

山本社会教育・文化財保護課長及び辻上環境生活部文化振興課長が一括して説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第48号 平成31年度三重県一般会計予算について (非公開)

議案第49号 平成30年度三重県一般会計補正予算(第3号)について (非公開)

藤森教育財務課長が一括して説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告1 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について (非公開)

梶屋教育総務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が本報告を了承する。